

相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。
相続について知っておきたい知識や情報をご紹介します。

遺産を相続したときに課税される相続税。相続税はどのような場合に課税されるのでしょうか。

■相続とは

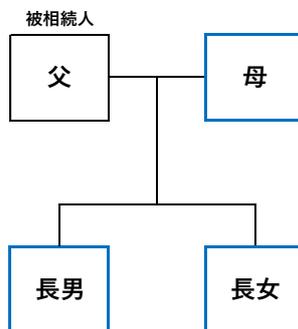
「相続」とは、被相続人（亡くなった人）の財産を法定相続人（財産をもらう人）へ引き継ぐことです。

■遺産とは

相続財産は、「プラスの財産」だけでなく、被相続人が「借金を完済していない」「税金を滞納していた」などいわゆる「債務」がある場合、「マイナスの財産」も相続しなければなりません。「マイナスの財産」が大きい場合は相続放棄という選択肢もあります。

プラス財産	マイナス財産	非課税財産
①本来の相続財産 現金、預貯金、株式、土地等 ②みなし相続財産 生命保険金、死亡退職金等 ③相続開始の3年以内に被相続人から贈与された財産	借入金や未払金など	仏壇やお墓など

■事例でみてみましょう



図のように、被相続人の家族が妻と子2人の場合、法定相続人は妻、長男、長女の3人です。

(遺産)

- ・預貯金 2,500 万円
- ・自宅 3,200 万円
- ・死亡保険金 1,000 万円 **合計 6,700 万円**

-
- ・基礎控除額^{*1} : 3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円
 - ・死亡保険金の非課税枠^{*2} : 500 万円 × 3 人 = 1,500 万円

*1 : 基礎控除額とは 遺産の総額が一定のボーダーラインを超えた場合、相続税がかかります。

このボーダーラインのことを相続税の基礎控除といいます。

基礎控除額 = 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

*2 : 死亡保険金の非課税枠とは 死亡保険金は、遺族の生活資金という趣旨から、保険金のうち一定額までが非課税になります。

非課税枠 = 500 万円 × 法定相続人の数

上記の家族の場合、

①課税対象になる遺産の総額 6,700 万円 - 死亡保険金 1,000 万円 = 5,700 万円

②5,700 万円 - 基礎控除額 4,800 万円 = 900 万円

900 万円を各法定相続人に分配して分配金額に応じた相続税額を算出します。また、相続税を軽減させる特例もありますので、活用できるかどうか確認が必要です。（相続税の申告期限は 10 カ月）

相続は人それぞれです。「私の場合はどうなのだろう？」と悩んだら、まずは相談してください。

介護を含むシニアライフのお悩みは
ヘルプラインにご相談ください

☎0570-080-027

受付時間：平日 9 時 - 18 時
土曜日 9 時 - 17 時